

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和4年2月16日(水) 13:30~
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長
森 田 委 員
田 中 委 員
奥 山 委 員
大 谷 委 員
原 田 委 員
清 水 教育企画監
今 西 教育総務局長
橘 生涯学習局長
川 嵩 学校教育局長
藁 科 総務課長
中 嶋 福利厚生室長
吉 田 教職員課長
宮 田 人権教育推進課長
吉 富 スポーツ課長
川 口 プロジェクト推進室長
栗 生 文化遺産課長
深 野 県立学校教育課長
上 村 特別支援教育室長
木地尾 全国高総文祭推進室長
鍋 田 義務教育課長(紀北教育事務所長)
青 石 教育支援課長
西 嶋 教育センター学びの丘所長
大 樫 紀南教育事務所長
岩 本 総務課副課長
平 秘書広報班長
山 本 総務課主事
明 利 総務課主事

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会2月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である報第3号・報第4号については議会の議決を経るべき案件であるため、その他の「地方自治法 180 条第1項の規定による知事専決処分」については、個人に関する情報を含み、公開することによって個人の権利利益を害するおそれがあるため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、報第3号・報第4号及びその他の1件については、非公開とする。ついては、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

令和4年1月26日(水)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第41号

和歌山県指定文化財の新規指定等について

○教育長 「和歌山県指定文化財の新規指定等」について、説明願いたい。

○文化遺産課長 今回新規指定する案件は、建造物2件、古文書1件、彫刻2件の有形文化財5件であり、1月25日に開催された県文化財保護審議会において、指定について答申いただいたものである。

まず、志磨神社本殿1棟 附 棟札26枚 附 獅子・狛犬1対について説明する。和歌山市中之島に所在する志磨神社本殿は、延宝6年(1678)に建設された一間社隅木入春日造の社殿である。各所に彫刻、極彩色が施され春日造としては珍しい華やかな造りとなっている。また、正面向拝の頭貫を省略することで、正面扉上の彫刻などがよく見える独特な造りとなっており、大阪府泉南地方に例があるものの、県内では珍しい造りである。そのほか、獅子・狛犬の台座部分には享保6年(1721)の銘文があり、26枚の棟札はその記載内容から建設年代や修理の経過が分かる重要資料であることから文化財指定するものである。

続いて、感應寺2棟について説明する。感應寺は、和歌山市鷹匠町にある日蓮宗の寺院で、元和6年(1620)に初代紀州藩主徳川頼宣の命により駿府国の感應寺を分寺して創建された。寛永4年(1627)から5年(1628)にかけて本堂、鐘楼、三十番神堂など伽藍が整えられた。七面堂本殿は、かつての三十番神堂で、一間社流造、こけら葺きで木鼻など各部の文様に時代性が表れ

ている。七面堂拝殿は、三間堂、一間向拝付、入母屋造で高野山麓の寺院を移築したものと伝えられ、形式手法から江戸時代中期に建設されたものと考えられている。感應寺七面堂本殿は三十番神堂として数少ない遺構として、また、紀州藩が建設に関わった建物としても貴重であるため拝殿と合わせ文化財指定するものである。

続いて、向井家文書について説明する。これは、和歌山市加太にある向井家に伝わる鎌倉時代文永7年（1270）から近代にかけての古文書 2,251 点である。向井家は中世から近世にかけて刀禰公文として荘園を管理する立場にあり、同時に、中世以来、葛城修験の重要な拠点であった伽陀寺の別当を務めた。文書は、中世紀伊国の浦・漁撈の実態を窺わせる資料として、また、中近世における葛城修験の膨大な記録を示すものとして学術上の価値が高いため文化財指定するものである。

続いて、木造大日如来坐像1軀 附 木造二天立像2軀について説明する。本像は、橋本市谷奥深に所在する光明寺の本尊であり、全体として平安時代後期に隆盛した定朝様を示しながら、深い面奥や太い首のように部分的には平安時代前期の表現を復古的に取り入れている。これは12世紀後半に活躍した奈良仏師の作に見られる特徴であり、本作は12世紀半ばから後半にかけての奈良仏師の新作例として貴重である。また、脇仏の二天立像邪鬼底部の墨書から大日如来坐像と二天立像は建徳2年（1371）には本寺にあったと推察される。以上のように非常に貴重であるため、文化財指定するものである。

最後に、木造高野明神立像1軀 附 木造白髭明神坐像1軀について説明する。木造高野明神立像は、伊都郡九度山町九度山の槇尾山明神社本殿に安置されてきた男神像である。高野明神は、丹生都比売神社の主神である丹生明神の伴神として信仰され、また弘法大師を高野山に案内したとされている。その姿は通常、彫刻では束帯姿の坐像、絵画では同様に束帯姿の坐像や狩人姿で表されるが、本像は立像で狩衣を表す着衣形式が特徴である。平安時代11世紀ごろの造像と考えられ、高野明神像としては現在確認されている中では最古級である。また、白髭明神坐像は12世紀ごろのもので高野明神立像と共に同社に伝わったとされる。以上のように非常に貴重であるため文化財指定するものである。審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○大谷委員 今回の指定に際し、志磨神社の棟札が26枚と多いので、修理の際の棟札もあると思うが、本殿以外の棟札も含まれるか。

○文化遺産課長 詳細について資料は持ち合わせていないが、本殿以外も含まれている。

○森田委員 5件が新規指定だが、他にも候補があったのか。

○文化遺産課長 今回は5件の指定だが、随時調査は行っており、調査が完了し、所有者から同意が得られたものから指定していく。指定候補はいくつかある。

○原田委員 指定されると修理費用等を県が補助してくれるのか。

○文化遺産課長 修理は所有者が行う。しかし、所有者の財力に応じて30%～50%の補助をする。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第41号については、原案のとおり決定する。

議案第42号

令和4年度学校教育指導の方針と重点について

○教育長 「令和4年度学校教育指導の方針と重点」について、説明願いたい。

○総務課長 本書「学校教育の指導の方針と重点」は、10年間の「長期総合計画」と5年間の「第3期教育振興基本計画」の実現のために毎年見直しを行い、学校現場における指導の方針と重点を具体的に示すものである。なお、令和4年度は「第3期教育振興基本計画」の最終年度にあたる。

本議案承認後は、年度末には各幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校の全ての教職員に配付し、年度当初の適切な時期に本書の内容を全教職員で共通理解した上で活用を図っていく。

今回見直しの基本的な方向性は「第3期教育振興基本計画」に則したものが、新しい政策や取組については毎年度、記載を加えていくものとしている。まず、令和3年度からの主な変更点を5点説明する。

1点目は、「3. 和歌山県がめざす教育を実現するための学校運営」の「(6) 危機管理」に、情報漏洩やコンピュータウイルスの感染等への対策に関する校内研修の実施についての文言を追加している。

次に2点目について「1. 確かな学力の向上」の「2. 授業改善の促進」では、今年度取り組んできた「授業動画」の作成が充実してきた成果もあり、令和4年度では授業動画の様々な場面での活用に関する内容に変更している。

続いて3点目について「4. 個々の学力の把握と指導の充実」では、令和4年度新政策として実施する、中学校における学力向上プログラムについて記載している。

次に4点目について「6. キャリア教育・職業教育の推進」の「4. 県内就職を中心とした就職支援の充実」では、複数応募制の取組について記載している。

最後に5点目について「15. 学校における人権教育の推進」の「3. 子供の人権意識を高めるための教育の推進」では、「重点的に取り組む人権課題」として「指導に当たっての留意点」を加筆しているとともに、「男女平等に関する課題」や「北朝鮮当局による拉致問題等」などを追記している。また、条例の施行や県議会において決議の採択がされたことを受け、それぞれ条例や決議の趣旨を掲載している。以上が、主な変更箇所である。審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○田中委員 「学校における人権教育の推進」の部分で、重点的に取り組む人権課題というところで、「子供の人権」や「高齢者の人権」について今回削除されており、疑問に思った。特に、「子供の人権」の文言にあるように、自らが権利の主体であり、かけがえのない存在だと認識することからスタートして障害のある方やいろいろな人権意識が芽生えるという考えが個人的にあり、良いと思っていた。今回の変更については、子供の人権意識を高めるための教育を推進するというので、特筆して子供の人権を取り上げなくても、当たり前で教職員方は認識しているということで説明いただいたので、これからもよろしく願います。

○森田委員 子育て支援の現場では、保護者の層によって教育が与える力の大きさを感じることもある。世代によって、その時代の教育は異なる。この教育指導の方針と重点は、そういった教育の元になるものであり、子供たちへの教育になる。より良いものにしていけたらと思う。

○奥山委員 「ふるさと教育の推進」の部分で、コロナの影響で県外から修学旅行先として和歌山県を選んでもらえることが増えてきている。ふるさと学習では、部屋の中で学習するだけでなく、実際に現場に行くことがすごくいい体験なると思うので、県内の学校にもさらに活用していただけたらと思う。

○教育長 それではよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第42号については、原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

2月22日(火)	2月議会開会
2月25日(金)	本会議
3月4日(金)～3月10日(木)	本会議
3月11日(金)～3月14日(月)	予算特別委員会
3月15日(火)	文教委員会 予備日16日(火)
3月15日(火)	教育委員会3月定例会
3月17日(木)	本会議
3月18日(金)	2月議会閉会
4月15日(金)	教育委員会4月定例会

<非公開議案>

5 報告事項

報第3号

教育委員会所管令和4年度当初予算（案）の概要について
総務課長から「教育委員会所管令和4年度当初予算（案）の概要」について
報告した。

報第4号

教育委員会所管令和3年度2月補正予算（案）の概要について
総務課長から「教育委員会所管令和3年度2月補正予算（案）の概要」につ
いて報告した。

6 その他

地方自治法180条第1項の規定による知事専決処分について
県立学校教育課長から、「地方自治法180条第1項の規定による知事専決
処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

7 閉会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので2月定例会を閉会する。
(14:40閉会)